

令和5年12月13日 公 表
令和5年12月21日 一部変更
令和6年4月30日 一部変更
令和6年5月31日 一部変更
令和6年7月11日 一部変更
令和6年7月24日 一部変更

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度における漁獲可能量等

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあつては令和6年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあつては令和6年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（昭和24年法律第267号）（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 くろまぐろ（小型魚）

- 1 -

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

3,757.1トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	72.8
青森県	311.6
岩手県	83.7
宮城県	67.2
秋田県	40.7

- 2 -

山形県	15.7
福島県	19.9
茨城県	28.3
千葉県	78.5
東京都	10.1
神奈川県	52.0
新潟県	87.2
富山県	117.2
石川県	95.4
福井県	27.5
静岡県	42.5
愛知県	0.1

- 3 -

三重県	45.9
京都府	26.1
大阪府	0.1
兵庫県	13.6
和歌山県	41.2
鳥取県	5.7
島根県	117.6
岡山県	0.1
広島県	0.2
山口県	118.2
徳島県	20.9
香川県	0.1

- 4 -

愛媛県	20.8
高知県	96.8
福岡県	17.5
佐賀県	12.0
長崎県	832.4
熊本県	15.5
大分県	4.4
宮崎県	19.5
鹿児島県	23.9
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それ

- 5 -

ぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	1020.2
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	26.4
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	27.5

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

7,516.1トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

- 6 -

(単位：トン)

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	452.5
青森県	646.4
岩手県	79.8
宮城県	44.4
秋田県	41.8
山形県	23.3
福島県	1.0
茨城県	10.7
千葉県	59.4
東京都	56.3

- 7 -

神奈川県	17.9
新潟県	112.7
富山県	17.3
石川県	48.1
福井県	21.7
静岡県	35.8
愛知県	1.0
三重県	36.7
京都府	31.8
大阪府	1.0
兵庫県	14.4
和歌山県	40.0

- 8 -

鳥取県	7.3
島根県	34.2
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	46.0
徳島県	9.8
香川県	1.0
愛媛県	5.6
高知県	17.7
福岡県	15.4
佐賀県	8.5
長崎県	208.7

- 9 -

熊本県	6.9
大分県	7.3
宮崎県	43.7
鹿児島県	14.2
沖縄県	171.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量	2,329.0

- 10 -

の総量の管理を行う管理区分)	
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割 当てによる管理を行う区分）	1,871.4
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	50.1
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲 量の総量の管理を行う区分）	8.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲 割当てによる管理を行う管理区分）	762.9